

JCMパートナー国におけるJCM事業の対応事項

パートナー国	Positive List	Sustainable Developmentに関する書類の提出	留意点 PIN様式	PIN様式・パートナー国への対応・提出書類の翻訳
モンゴル		<p>SDCPの提出 持続可能な開発への貢献 日・モンゴル間の JCM では、プロジェクト登録申請前のパブリックコメント開始時に SDCP (Sustainable Development Contribution Plan)の提出が求められます。同様に、クレジット発行申請前のモニタリングレポート提出時に SDICR (Sustainable Development Contribution Report)の提出が求められます。SDCP及びSDICRでは、JCMプロジェクトの持続可能な開発への貢献を確認するために、SDCP の要求項目に関して指定の様式でチェックを行うことが求められます。なお SDCP の要求項目は B.1 「悪影響の防止と持続可能な開発への貢献」と「C.1のSDGsへの貢献の可能性」があります。B.1 Plan for prevention of negative impacts and for possible contribution to SD C.1 Identified potential contribution to SDGs 最新のガイドラインと様式については、以下を参照ください。 https://www.jcm.go.jp/mn-jp/rules_and_guidelines 「Guidelines for Developing Sustainable Development Contribution Plan and Report」 ※JCM設備補助に応募される場合、実施計画書の「持続可能な開発への貢献」の欄に、SDCPの 要求項目を満たしていることをご説明ください。</p>		
Bangladesh	<p>Bangladesh Carbon Market Framework (Draft)のP18 Table 4にバリ協定 6条に関するポジティブリストが公表されています。 Bangladesh Carbon Market Framework এর কার্যকর ওপর কার্যকর নির্দেশনা Notices Department of Environment</p>			
ベトナム	<p>2026年政令112号「温室効果ガス排出削減成果の国際的な取引および炭素クレジットに関する政令」の付属書(P29-33)のリスト1及びリスト2において、優先される温室効果ガス排出削減活動及び推奨される温室効果ガス排出削減活動が公表されています。 https://chinphu.vn/?pageid=27160&docid=217414</p>			<p>ベトナム語翻訳 JCMの合同委員会 日・ベトナム間のJCM合同委員会に各種資料を提出する際には、JCM に係る規程及びガイドラインに規定された英語の資料に加えて、当該資料をベトナム語に翻訳した参考資料も提出することが求められています。ベトナム語への翻訳が求められている資料は、以下となります。 ①方法論案（パブリックコメント前及び承認後に変更する場合）（スプレッドシート及び Additional Information を含む） ②PDD案（パブリックコメント前及び登録後に変更する場合）（モニタリング計画書を含む） ③検証報告書 ベトナム語に翻訳する資料の作成については、別途、環境省や関連機関との相談となります。なお、合同委員会が採択する申請資料は英語版であり、ベトナム語の資料はあくまで参考資料と1となります。</p>
インドネシア		<p>SDIPの提出 持続可能な開発への貢献 日・インドネシア間の JCM では、プロジェクト登録申請前のパブリックコメント開始時に SDIP (Sustainable Development Implementation Plan)の提出が求められます。同様に、クレジット発行申請前のモニタリングレポート提出時に SDIR (Sustainable Development Implementation Report)の提出が求められます。SDIP 及びSDIRでは、JCMプロジェクトの持続可能な開発への貢献を確認するために、SDIP の要求項目に関して指定の様式でチェックを行うことが求められます。なお SDIP の要求項目は B.1 「持続可能な開発への貢献」があります。B.1 Plan for possible contribution to SD 最新のガイドラインと様式については、以下を参照ください。 https://www.jcm.go.jp/id-jp/rules_and_guidelines Guidelines for Developing Sustainable Development Implementation Plan and Report ※JCM設備補助に応募される場合、実施計画書の「持続可能な開発への貢献」の欄に、SDIPの 要求項目を満たしていることをご説明ください。</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/id-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>現地視察への対応 試運転の開始以降、環境省又はインドネシアJCM事務局が、それぞれ、事業実施個所における現地視察を希望した場合は、事業の実施に支障のない範囲での対応を原則としつつ、インドネシア側カウンターパートとともに当該現地視察に対応してください。</p> <p>クレジット配分の公開 JCMクレジットが発行されましたらJCM合同委員会のウェブサイト (https://www.jcm.go.jp/id.jp) において、合同委員会報告書でクレジット配分量を公開致します。</p>
パラオ				<p>クレジットの配分について パラオ政府は、パラオにおけるJCM事業から発行されるクレジットの配分について、パラオ企業へのクレジットの配分は行わない方針を定めました。このため、クレジット配分を御検討される際にはこの方針に沿っていただくようお願いいたします。</p>
カンボジア	<p>2024年1月にカンボジア首相はバリ協定6条に基づく運用マニュアルを承認している。10ページの「Eligibility of GHG ER projects for Article 6 authorization」ではバリ協定6条の承認を得るために適合すべきプロジェクトの基準(Eligibility criteria)が公開されている。 運用マニュアルのURLは以下のとおり https://www.moe.gov.kh/wp-content/uploads/2024/01/Article-6-OM_EN.pdf</p>			
タイ	<p>【プロジェクトタイプリスト】 (英語訳訳：Clause7参照) https://www.dcce.go.th/wp-content/uploads/2025/08/International-Carbon-Credit-Guideline-1.pdf (日本語訳) https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r07/mp/%E3%82%BF%E3%82%A4GUCCHIO_Project%20type%20list_rev_clean.pdf 【NDC Action Plan on Mitigation 2021-2030】 提案するプロジェクトがNDC Action Plan内の国家措置に入っていないことが必要です。 (英語訳訳) https://www.dcce.go.th/wp-content/uploads/2025/08/English_NDC-Action-Plan-on-Mitigation_clean.pdf</p>	<p>SDSARとSDSMRの提出 日・タイ間の JCM では、Sustainable Development and Safeguards Assessment Report (SDSAR)と Sustainable Development and Safeguards Monitoring (SDSMR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/th-jp/rules_and_guidelines</p>	
セネガル		<p>SDIPとSDIRの提出 日・セネガル間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/sn-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/sn-jp/rules_and_guidelines</p>	
チュニジア		<p>SDIPとSDIRの提出 日・チュニジア間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/tn-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/tn-jp/rules_and_guidelines</p>	
モルドバ		<p>SDIPとSDIRの提出 日・モルドバ間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/md-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/md-jp/rules_and_guidelines</p>	
ジョージア		<p>SDIPとSDIRの提出 日・ジョージア間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/ge-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/ge-jp/rules_and_guidelines</p>	
スリランカ	<p>【ポジティブリスト】 (英語原文) https://www.env.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=140&Itemid=133&lang=en (日本語訳) https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r06/mp/JCM_positive_list_lk.pdf 【補助率】 https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r06/mp/JCM_credit_allocation_lk.pdf (※設備補助事業における補助率はR6年度を踏まえて要修正。特に太陽光発電。)</p>	<p>SDIPとSDIRの提出 日・スリランカ間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/lk-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/lk-jp/rules_and_guidelines</p>	
ウズベキスタン		<p>SDIPとSDIRの提出 日・ウズベキスタン間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/uz-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/uz-jp/rules_and_guidelines</p>	
バプアニューギニア		<p>SDIPとSDIRの提出 日・バプアニューギニア間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは掲載準備中です。</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/pg-jp/rules_and_guidelines</p>	

<p>カザフスタン</p>		<p>SDIPとSDIRの提出 日・カザフスタン間の JCM では、Sustainable Development Implementation Plan (SDIP)と Sustainable Development Implementation Report (SDIR)の提出が義務付けられています。 フォーマットは下記リンク内のDownload All formsからダウンロードできます。 https://www.jcm.go.jp/kz-jp/rules_and_guidelines</p>	<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 JCM規則・ガイドライン類にPINによる事前照会手続きが導入されていますので、JCMウェブサイト (jcm.go.jp) に公開されているPINの様式を使用してください。 https://www.jcm.go.jp/kz-jp/rules_and_guidelines</p>	
<p>インド</p>	<p>【ポジティブリスト】 インドにおける適格案件リスト（日本語仮訳） https://gec.jp/jcm/jp/kobo/r07/mp/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%91%E3%83%AA%E5%8D%94%E5%AE%9A6%E6%9D%A1%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E9%81%A9%E6%A0%BC%E6%A1%88%E4%BB%B6%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%83%88_20250926.pdf (出典) https://moef.gov.in/storage/tender/175586097.pdf</p>			<p>事業概要 (PIN: Project Idea Note for JCM Project)の様式 PINの様式は調整中のため、Project Information Sheetを使用してください。 https://gec.jp/jcm/agency/in/JCM_IN_F_project_information_sheet.docx</p>

※国別対応事項については、[炭素市場ニュースレター事務局ページ](https://www.oecc.or.jp/JCM_CarbonMarket/index_CarbonMarket.html)のJCMパートナー国情報も参照ください。
https://www.oecc.or.jp/JCM_CarbonMarket/index_CarbonMarket.html